



FDKグループ グリーン調達基準



2025年3月(第10.0版)

FDK株式会社

総務人事部(環境)

無断複製・転用・編集・削除を禁じます

©FDK株式会社 All rights reserved.

< 目 次 >

1. はじめに	2
2. F D Kグループ環境憲章	3
3. グリーン調達基準作成の目的	4
4. グリーン調達基準の適用範囲	4
1) 対象とする調達品	4
2) 対象とするお取引先	4
5. グリーン調達の要件	4
1) 環境マネジメントシステム（EMS）の構築	5
2) F D Kグループ含有化学物質管理基準の順守	5
3) 製品含有化学物質管理体制の構築	5
6. グリーン調達の提出書類と確認時期	6
7. その他の配慮事項	6
1) 事業活動全般への配慮	6
2) 調達品における製品環境アセスメントの実施	6
3) C O 2 排出抑制/削減への配慮	7
4) 生物多様性保全への配慮	7
5) 水資源等への配慮	7
6) 調達品の変更、異常発生連絡	7

1. はじめに

「FDKグループは地球を愛します かぎりある自然のために」のスローガンのもと、FDKグループでは、美しい地球環境が次の世代へと受け継がれるよう、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけており、事業の独自性を反映させた環境経営を推進しています。

2023年度から2024年度までの2カ年については、「FDKグループ第11期環境行動計画」を策定し、当グループ各社に目標展開をしています。

これらの方針・目標などを通じて、全事業領域にわたり計画的かつ継続的に活動を展開し、自社の環境負荷低減に努めるとともに、お客様・社会の環境負荷低減に貢献しています。

FDKグループの調達活動におけるグリーン調達の考え方を「FDKグループ グリーン調達基準」にまとめ、お取引先に順守をお願いしています。FDKグループは、本基準に基づく調達活動を推進し、今後とも地球環境保全に対する社会的責任を果たしてまいります。

FDKグループの環境活動とグリーン調達

私たちFDKグループは、ISO14001を認証取得する以前から、産業公害防止はもとより地球環境問題の改善を考えてきました。そして、ISO14001を認証取得してからは、環境行動計画を策定して、環境マネジメントプログラムを展開することで、より環境負荷の低減を考慮した事業活動に取り組んできました。これらの活動で、企業の社会的な責任を果たすとともに、社会の持続的発展に貢献したいと考えています。

お取引先様からの調達品についても、同様に環境に配慮した事業活動のもとで製造された環境配慮製品であることが必要不可欠であると考えています。そのため「FDKグループ グリーン調達基準」の順守をお取引先様にお願いしています。

グリーン調達活動におきましては、環境配慮活動の土台となる環境マネジメントシステム構築、指定化学物質の管理とそれを確実にするための管理体制の構築をお願いしています。

FDKグループは、本基準に基づく調達活動を推進し、今後とも社会の持続的発展に貢献する環境活動を推進してまいります。

お取引先様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

2. FDKグループ環境憲章

FDKグループは、企業の事業活動に伴う環境保全への取り組みについて、国や地方の法規制対応や、温室効果ガス削減、廃棄物削減、化学物質管理の徹底のみならず、提供する製品を通しての環境負荷低減等、地球規模の視点で主体的に持続可能な循環社会実現に向けて行動しなければならないと認識しています。

全社的により確かな環境経営を推進するため、FDKグループのミッションを包含した「FDKグループ環境憲章」を制定しております。

FDKグループ環境憲章

FDKグループは、以下の環境理念のもと、スローガンを定め、環境経営を推進してまいります。

<理念>

FDKグループは、Smart Energy Partnerとして、先進技術を結集し、お客様に電気エネルギーを安心して効率的に活用いただき、持続可能な社会の実現と発展に貢献します。

また、FDKグループは、豊かな自然・美しい地球環境を次世代に伝えていくため、環境法や環境上の規範を順守した公正な企業活動を通じ、関係・グループ会社を含む全社員をあげて環境への取り組みを推進してまいります。

<FDKグループ スローガン>

FDKグループは地球を愛します かぎりある自然のために

以上

2020年 5月改定

3. グリーン調達基準作成の目的

FDKグループは、「地球環境との共生」を目指して、環境と調和した製品作りのために、従来からの品質（Quality）、価格（Cost）、納期（Delivery）、サービス（Service）に加え、環境（Environment）の側面を評価した調達、すなわち「グリーン調達」を推進しています。

本基準は、FDKグループとしての「グリーン調達」に関しての基本的な考え方と、お取引先様に願う具体的な内容を提示させていただくことを目的に作成したものです。

FDKグループでは、本基準に適合したお取引先様からの納入品を優先的に購入していきたいと考えています。お取引先様におかれましては趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

4. グリーン調達基準の適用範囲

本基準は、FDKグループ会社の以下、調達品およびそのお取引先に適用いたします。

1) 対象とする調達品

材料、部品、ユニット、付属品、包装材、製品等、となります。

なお、FDKグループ社内で使用する、設備、治工具、ソフト・サービス、OA 機器、文房具、消耗品、サービス等は含みません。

2) 対象とするお取引先

本基準は、上記の「対象とする調達品（以下、調達品という）」を納入していただくお取引先様に適用いたします。

5. グリーン調達の要件

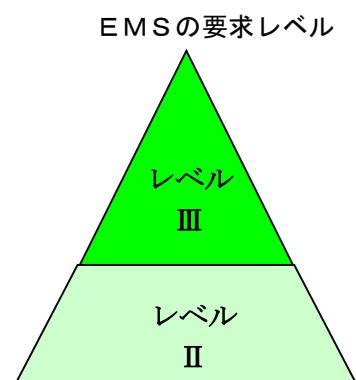
FDKグループが環境配慮製品の提供により社会の持続的発展に貢献するために、お取引先様に求める「グリーン調達」の要件には、以下の表に示す3つがあります。

この要件すべてを満足する調達品を優先的に調達いたします。そして、このために、新規取引開始前に、これらについて問題がないかを確認いたします。

	要 件
1	環境マネジメントシステム（EMS）の構築
2	FDKグループ含有化学物質管理基準の順守
3	製品含有化学物質管理体制の構築

1) 環境マネジメントシステム（EMS）の構築

FDKグループは、お取引先様に対して、環境マネジメントシステム（EMS）の構築をお願いしています。構築していただくEMSは、最終目標としてISO14001等 第三者認証取得をお願いしておりますが、FDKグループの製品に使用する調達品を製造するお取引先様には、EMS構築レベルⅡ以上をお願いしています。



レベル	内容
Ⅲ	ISO14001、エコアクション21、エコステージ、KESなどの第三者認証機関による認証取得・運用
Ⅱ	FDKグループEMS (FDKEMS)、貴社独自のEMSの構築・運用

P D C Aサイクルを継続的に回すEMSの構築は、すべての環境問題に対して、意識として、また行動として、きちんと対応する土台となるものであると考えています。

* P D C A : Plan (必要な目的・プロセスを設定) → Do (実施および運用) → Check (結果を報告) → Action (再度計画を立てる) の略
構築していただくEMSには、次のようなものがあります。

- ① I S O 1 4 0 0 1
- ② I S O 1 4 0 0 1 以外の第三者認証されたEMS
・エコアクション21、エコステージ、KES、みちのくEMSなど
- ③ F D K E M S (F D K グループとしての簡易型環境マネジメントシステム)
- ④ 上記以外の第三者認証されたEMSまたは自己適合宣言した取引先様独自のEMS

〔注〕 第三者認証：利害関係のない団体・組織（審査機関）により認証

第三者認証：顧客など、利害関係のある団体・組織などにより認証

2) F D K グループ含有化学物質管理基準の順守

F D K グループでは、調達品への含有禁止物質を、「F D K グループ指定化学物質リスト」の中に定めています。お取引先様におかれましては、この管理基準を順守し、含有禁止物質を調達品に含有させないようお願いいたします。

なお、この管理基準の内容は、随時、F D K グループからの書面通知をもって追加、変更ができるものとする。

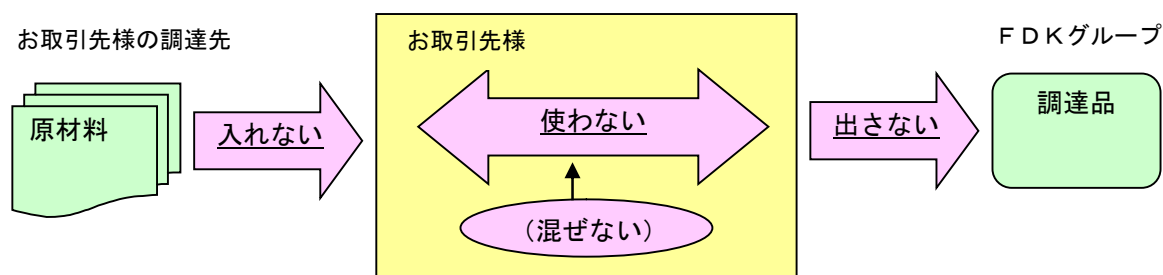
※ F D K グループ指定化学物質リストは、下記URLから入手の上、管理基準をご確認ください。

http://www.fdk.co.jp/kankyou/green_proc.html

3) 製品含有化学物質管理体制の構築

F D K グループは、お取引先様に対して、含有禁止化学物質を調達品に含有させないための管理をお願いしています。

- a) 非含有のためには、「入れない」、「使わない」、「出さない」の3原則に基づいて管理することが重要です。



- b) F D K グループとしてお願いする具体的な管理内容は、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」*1に準拠しております。F D K グループではこの「製品含有化学物質管理ガイドライン」の基本内容を参考にして作成した含有化学物質管理体制監査チェックシートにより、お取引様での製品含有化学物質管理体制の構築・運用状況を確認させていただきます。

なお、当グループのお客様からの要望がある場合は、JAMPの製品含有化学物質管理ガイドラインに従った実施項目一覧表兼チェックシート等を用いて確認をさせていただくことがあります。

*1: ガイドラインはJAMPが提供する下記URLよりダウンロード可能

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

6. グリーン調達の提出書類と確認時期

提出書類と確認時期につきましては「製品含有化学物質調査マニュアル」を参照ください。

下記URLから、製品含有化学物質調査マニュアル、必要書類等をご確認ください。

https://www.fdk.co.jp/kankyou/green_proc.html

7. その他の配慮事項

F D Kグループが環境配慮製品の提供によって社会の持続的発展に貢献するために、環境基本法や地球温暖化対策の推進に関する法律における事業者の責務などに基づいて、お取引先様にて、その製造・販売などの事業活動について、以下の事項についても配慮していただくようお願いいたします。

1) 事業活動全般への配慮

- ① 環境負荷の低減、環境保全に自ら努める。
- ② 法令を順守して、公害を防止し、自然環境を適正に保全する。
- ③ 環境負荷の低減となる原材料、部品、サービスを利用する。
- ④ 温室効果ガスの排出抑制に努める（他の者の温室効果ガスの排出抑制への寄与も含む）。

2) 調達品における製品環境アセスメントの実施

a. 省資源化への配慮

- ① 小型化、軽量化に配慮し、容積や重量を減少させる。
- ② 性能改良により耐用時間を向上させ長寿命化をはかる。

b. 再資源化への配慮

- ① 使用するプラスチック材料の種類は少なくする。可能ならば統一する。
- ② リサイクルが容易なプラスチック材料を使用する。可能ならば、熱硬化性プラスチックを避け、次の推奨する汎用プラスチックを使用する。
 - ・ポリエチレン（PE）
 - ・ポリスチレン（PS）
 - ・ポリプロピレン（PP）
 - ・アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）
- ③ 使用するプラスチック材料は、JISまたはISOの規格に沿った材料表示を行う。
- ④ 調達品の輸送のために使用する梱包は、通い箱や再使用可能なものを使用する。

c. 処理・処分の容易化への配慮

- ① 解体を困難にする必要がある場合を除き、一般の道具で解体が容易な設計にする。
- ② 複合材料は可能ならば使用しない。
- ③ 焼却された場合の安全性を考慮して、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用しない。
- ④ 廃棄に当たり、化学物質の溶出、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの環境負荷を低くする。

d. 省エネルギーへの配慮

- ① 動作時および待機時の消費電力は可能な限り削減する。
- ② 可能ならば節電機能を保有する。
- ③ 製造にあたっては、省エネルギーに配慮する。
- ④ 輸送距離や輸送手段など、省エネルギーに配慮する。
- ⑤ ライフサイクル全般での省エネルギー（CO₂削減）に配慮する。

3) CO₂排出抑制/削減への配慮

- ① CO₂排出抑制/削減の意義を理解し、企業として取り組む意志を表明する。
- ② 自社のCO₂排出量を踏まえ、活動期間、目標値、活動対象（全社、拠点ごとなど）等を明確にした、数値目標をもって取り組む。
- ③ 自社内の取り組みだけではなく、サプライチェーン上流へのCO₂排出抑制/削減の働きかけや、外部組織との検討作業の協働を行う。

4) 生物多様性保全への配慮

- ① 生物多様性保全の意義を理解し、企業として取り組む意志を表明する。
- ② 経営層が責任者となる全社的な活動組織を確立する。その上で、生物多様性保全に関する全社的な取り組み、拠点ごとの取り組み、部門ごとの取り組み等を行う。
- ③ 自社内の取り組みだけではなく、サプライチェーン上流への生物多様性保全活動の働きかけや、外部組織との検討作業の協働を行う。

5) 水資源等への配慮

- ① 水資源等削減の意義を理解し、企業として取り組む意思を表明する。
- ② 使用量の削減として、トイレの節水、工業用水／上水の循環利用、雨水の活用等に取り組む。
- ③ 水質汚濁防止として、工場排水の浄化、定期的に水質検査等を実施する。
- ④ 河川、湖等の清掃活動を行う。森林保全活動に参画する。

6) 調達品の変更、異常発生連絡

a. 連絡および情報開示

調達品に以下の変化や事態が発見された場合、速やかに連絡および情報提供をお願いいたします。

- ① 使用する原材料を変更した場合
- ② 含有化学物質について、提出していただいた書類の記載内容と異なる状態が発見された場合
- ③ 環境法令順守違反や環境リスクが実際に発生してしまった場合

b. 事前変更申請および変更届

調達品に以下の変更が発生する場合または発生した場合、事前に変更申請を提供願います。なお、変化や事態が発見された場合、速やかに連絡および申請をお願いいたします。

- ① 環境マネジメントシステムの構築状況に変更が発生した場合、変更情報の開示・提供をお願いいたします。
- ② 4M変更の場合、変更情報の開示・提供をお願いいたします。

＜改定履歴＞

制定・改訂日	版 数	主 な 改 定 内 容
2001 年 05 月	第 1 版	初版制定
2011 年 04 月 28 日	第 4.1 版	・ F D K グループ環境対策調査票を用いて環境への取り組み状況調査を行うことに変更 ・ F D K E M S の内容は F J E M S を参考にして F D K 独自に策定した E M S に変更
2011 年 06 月 30 日	第 4.2 版	・ F D K グループの製品に使用する調達品を製造するお取引先様の E M S 構築レベルはⅡ以上をお願いするに変更。
2013 年 06 月 11 日	第 4.3 版	・ 2013 年度からの「第 7 期 F D K グループ環境行動計画」に変更 ・ 新規取引開始前の確認書類に「取引先調査表」を用いることに変更 ・ 環境マネジメントシステムの構築のための必須書類として、「F D K グループ環境対策調査票」を追加 ・ 問い合わせ先の部門名を変更
2015 年 04 月 01 日	第 5.0 版	・ 含有化学物質管理基準 改定に伴う変更 ・ F D K グループ環境状況調査票を追加
2017 年 02 月 01 日	第 6.0 版	・ F D K - E 3 7 - 0 1 より文書番号変更 ・ F D K グループ第 8 期環境行動計画の制定 ・ F D K グループ環境憲章へ名称変更 ・ 取引先への環境調査票を富士通グループ第 8 期調査票に変更 ・ 含有化学物質調査について、J A M P 情報伝達シート、F D K 含有化学物質調査票を併記等
2020 年 05 月 15 日	第 7.0 版	・ F D K グループ環境憲章の改定 ・ グリーン調達の提出書類と確認時期について、製品含有化学物質調査マニュアル参照とし、ダウンロードアドレスを記載。 ・ 担当部門の名称変更 等
2023 年 11 月 15 日	第 8.0 版	・ F D K グループ第 11 期環境行動計画の制定 ・ 部門名称変更（S C M 部→購買・物流支援部）
2024 年 1 月 15 日	第 9.0 版	・ 本基準発行部門見直し ・ 含有化学物質管理基準の内容追記や変更についての文言を追記
2025 年 3 月 21 日	第 10.0 版	・ 環境憲章の「富士通グループの一員として」を削除

＜お問い合わせ先＞

- ★グリーン調達基準の内容に関するお問い合わせ
総務人事部（環境）
- ★グリーン調達の運用に関するお問い合わせ
購買・物流支援部（購買）
- ★製品含有化学物質管理の内容に関するお問い合わせ
品質保証統括部